

ない。すなわち、各サブ・グループの効用が互いに独立である場合には、社会全体というグループにおいて総効用が最大化しているときは、かならずどのサブ・グループにおいても総効用が最大化されていることになる。だが、各サブ・グループの効用が独立ではない場合は、例えばサブ・グループ B からサブ・グループ A への財の移転によって、サブ・グループ A の総効用が増加しサブ・グループ B の総効用が減少したとしても、前者が後者を上回る場合には、そのような移転が要請される。

卓越主義は、優れた善や徳の達成を、社会を構成する個々の集合体すべてに対して、また個人に対しても道徳として規範的に要請する点に特徴がある。

2) 政治的リベラリズム (political liberalism) の立場：

異なる目的、異なる包括的 (哲学的・道徳的・宗教的) 理論、そして異なる内的原理をもった、個人や集合体 (ポジション・カテゴリー、組織・団体、共同体、社会世界、万民の社会) の自律的な活動領域・自律的な決定領域を守りつつ、特定の包括的理論からは独立に、すべての個人や集合体に共通するポリティカルな問題領域に関して最小限の共通原理 (手続きの・内容的な普遍的諸条件) を形成しようとする。

ここで、すべての個人や集合体に共通するポリティカルな問題領域とは、各々の内的原理をもつ異なる集合体が共通に対処すべき問題であり、①各個人や集合体間の関係を整合的なものにするためにはどのようなルールを作るべきか。②各集合体に属する諸個人の尊厳を各集合体のしきりを越えて守るためにはどのようなルールを作るべきか。共通原理の特徴は、各集合体が、各々の目的や課題・個別的特性に適した内的原理・ルールを自律的に形成し改訂することを尊重しつつも、その形成・改訂手続きを制約するもの、すなわち <公正な構成手続き> (common minimum conditions) (適切な初期設定をも含む) を定める点にある。

さらに、特定の包括的理論から独立に最小限の共通原理を形成するとは、各理論の提出する判断の適用領域を見定めて、それらと整合的な開かれた理論を形成することを意味する。換言すれば、承認のかたちや条件を明らかにしながら、異なる包括的な規範理論を信奉するひとびとが、理性的に承認しうるような判断を理論的に構成することである。各規範理論の提出する判断は、たとえそれがあらゆる事態を想定して形成された判断であったとしても、異なる理由を根拠として形成された他の判断によって覆される可能性を常に残している。逆に、それがいかなる理由によっても覆されることのない判断であったとしても、起こりうる事態に関する想定が限られたものでしかない可能性を常に残している。このような点に留意しながら、各規範理論の適用領域を限定し、限定された領域に関する部分的評価を形成すること、それらを互いに整合化し、政策の基礎とすべき開かれた判断体系を形成することが課題とされる⁶。ここで「開かれた」とは、未だ評価しえない領域が残

⁶ はたして、整合的な判断を形成しうるのかは社会的選択理論の重要な課題となる。また、体系化を行う必要があるのかもまた方法論的な争点の1つである。さらに、「体系化」のあり方——緩やかさや柔軟性——についても、異なる議論が提出されている。

されていることを意味すると同時に、どの領域が残されているかが明示的であり、今後付加していく際の課題が顕かであることを意味している⁷。

3. 公正な構成手続き

1) 公共的ルール（正義の基本原則・憲法・立法・諸実践）の制定手続きに関する条件

①原理の承認・制定・改訂プロセスへの平等な参加の自由。制度（現実的制度）によって個人が規定されることへの認識に基づく、個人による制度（理念的制度）の設計。あろうとしている自分によってあるべき制度を作る機会が平等に保証される必要がある。

②個人の公共的判断の形成プロセスと集約手続き：公共的ルールは参加者本人のみならず、構成員すべてに対して、また時間的にも空間的にも遠く離れた人々に対して広く影響を与えるものである。したがって、公共的ルールの制定・改訂ステージにおいては、私的利益への関心（あるいはその拡張としての利他的関心）に基づく私的選好と公共的ルールそのものへの関心に基づく公共的判断を区別し、後者の形成を促し、それを集計するような集約手続きをとること。

③帰結的評価と内在的評価：公共的ルールの評価にあたっては、「各ルールのもとで、私的利益の最大化を目的とする諸個人の相互連関行為はいかなる帰結や影響をもたらすか」という帰結的な観点と「各ルールは、現実の諸個人の選好その他の環境的条件からは独立に、いかなる性質をもつべきか」という内在的な観点が必要である。各ルールの内在的性質を評価する一方で、各ルールのもとでもたらされる社会状態を想定しながら、公共的ルールそれ自体の設計を行う必要がある。

2) システムのあり方に関する基本的条件

A. 公共善と社会的基礎財のリストの確定：個々人（現在及び将来の）に対して、どのような財の提供（バズの不提供）を通して、どのような福祉を保障するか。

①個人の personal(imaginary)sphere の尊重

構成員すべてに対して消極的自由（disturb されない自由）を保障する。後述するように潜在能力や基本的機能の有効な保障方法は、各主体の個別的特徴に対応したプログラムを作ることである。ただし、そのことは、それらのプログラムの作成、適用（その過程での個人の生活への介入）を辞退する自由、さらには代替的な選択肢のもとで自律的に選択する自由を伴うものである必要がある。消極的自由の擁護の論拠となった個々人の未知なる可能性に関するハイエクの洞察は、次の基本的機能の保障に関する議論と整合的である。

⁷ 例えばセンは、政策科学においては、選択肢を完全に比較する「順序」ではなく、比較不可能な部分を残す「準順序」がむしろ重要な意味をもつこと、また、対立する規範的判断を、想定される他の事態によって覆される可能性のある判断（非基本的判断）、あるいは、理性的に退けにくい他の理由によって覆される可能性のある判断（非強制的判断）のいずれかに読み替えたうえで、それらを組み合わせるといった戦略を提示している。鈴木・後藤、

②潜在能力（可能性）と基本的機能（達成）の保障：異なる諸機能の達成は、互いの複合的作用によって新たな機能（機能の種類においても、達成レベルにおいても）の発展可能性をもつ。すべての個人に平等な基本的機能（ベクトル）の達成を保障することによって、諸個人が豊かな潜在能力を享受していくことを社会的に支援する。社会的なコミットメントとして諸個人に平等に保障する基本的諸機能の種目と種目間のウエイト（辞書式に、あるいは一定の代替率で定められる。水準に依存して変化する可能性もある）及び保障水準は、各社会の文脈依存的に定められる。留意すべき点は2つある。第一に、レファレンス・ベクターのリストに入れられるということは、公共善として公認されることを意味するものの、かならずしもプラスの資源配分が割り当てられることを意味するものではない。保障水準はあくまで環境的諸条件の制約に依存して決定される。第二に、諸個人が豊かな潜在能力を享受していくことは理想（political ideal）の1つとして設定されたとしても、社会的にコミットメントするターゲットはあくまで基本的諸機能の保障に限られる。その理由は上述した個人の自由の優先性に基づく。基本的機能の保障のもとで、諸個人が各々どのような諸機能を達成し、どのような潜在能力を形成していくかは個人の自由として尊重されなければならない。

B. 分配方法に関する規定

（1）効率性基準

①（非厚生主義的に定義された）パレート効率性条件（すべての個人の境遇を改善するような分配状態への移行は社会的にも望ましい）は、功利主義、格差原理その他多くの分配原理が共通にみたす条件である（厚生主義的に定義されたパレート効率性条件はかならずしも満たさない）。問題は、個人間で利害の対立が起こるような分配状態への移行に対する考え方である。はたして、どこに着目すべきか。例えば、total(average)、the least, the most が考えられる。

②パレート効率性の必要条件でもある資源利用に関する「効率性」（各経済主体が所与の資源（費用；機会）から最大限の効用（便益；価値）を引き出す。一定の効用（便益）を最小の資源（費用）で達成する。（客観的に）必要なところへ必要な資源を配置するなど）に関して。（効用の大小は各個人の主観的効用に依存して測られるものであるから、最大化をもたらす利用の仕方に関して内容的な規定はできないとしても、形式的言明としては意味をもつ。はたして、効率性のインセンティブをもたせるためには？：①各個人単位（私的所有を前提として）での費用と便益（貢献と報酬）との連繫をつける。②本人の責任的要因と非責任的要因とを区別し、前者に関しては貢献に応ずる分配を、後者に関しては必要

2001/2002 参照。

に応ずる分配を行う。

(2) 公正性基準

①不偏性と個別性——positional-dependent objectivity (personal relative な観点と universal, impartial な観点との突き合わせ)。personal relative な claim の中の universal human meaning を捉えること。社会的にコミットメントすべき財のリストの抽出、および構成員間での公正な分配方法を考案するために、各ポジションにある人、各カテゴリーに属する人々の捉えた個別的必要の普遍的意味をつかみ、それらを不偏的視点から評価する必要がある。そのような作業それ自体は、制定ステージに参加する諸個人の公共的理性のもとに行われる。一定のポジションやカテゴリー（複数であつて構わない）に属する各制定者は自分が捉えた必要・善・価値を、他の制定者たちが捉えた必要・善・価値とともに並べて、諸善のリストと各々の重み付け方、さらには配分方法を決めていく。

同一のポジションやカテゴリーに属するひとびとが同一の判断を形成するとは限らない一方で、異なるポジションやカテゴリーに属するひとびとが異なる判断を形成するとも限らない。さらに、ひとりの個人は同時に異なる複数のポジションやカテゴリーに帰属している可能性がある。肝要なことは、個別的観点によって捉えられる普遍的問題を把握するために、各ポジション依存的観点からの請求に共感する姿勢をとるものの、判断それ自体は公共的理性に基づいて形成する点にある。

②分配の公正基準：貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配など。

資源の拠出と財の給付との間にどのような対応関係をつけるか。格差的分配を行うとしたらその根拠を何とするか。財の拠出・給付に関するどのような格差的扱いを認めるかである。この問題に関してはいくつかの分配的正義の準則が存在し、異なった「公正観」がある。例えば、より多く拠出した人々に対してより多くの給付を対応させるルール貢献に応ずる分配原理の系である⁸。それに対して、所得に応じた応能的な拠出のもとで一律給付を行う方法、所得に応じた応能的な拠出のもとで、必要の不足、すなわち一定の参照水準に照らした際の窮乏を補償する方法は、貢献と給付との非負の対応関係を切り離れたうえで成立する、必要に応ずる分配原理の系である。

各々の原理に関して、貢献あるいは必要をいかに定義するか、いかなる指標で捉えるか、どのような対応方法をとるかによって、異なる複数の分配ルールが派生する。貢献概念の拡張的解釈の方法としては、例えば、特定の組織・企業に対する貢献、あるいは労働力の供給や財の消費を通じた市場的貢献のみならず、ボランティア活動や介護・ケアなどを通じた非市場的貢献、政治参加等の市民としての貢献、その他、ロールズのいう道徳的貢献、

⁸貢献とは、制度依存的な概念であり、道義的というよりは、分配の差異化の比較評価という目的と直結した操作的な概念である。

さらには宗教的な見地からの実存的貢献などが考えられる。これらの貢献の観念はさらに次の角度から大きく2つに分けられる。1つは個人間で分離可能な貢献であり、他の1つは、個人間で分離不可能な、共有された貢献である。通常、私的経済で想定されている貢献は、個人間での分離可能性を前提とし、個々の経済主体毎に貢献（費用）と報酬（便益・効用）との間の正の対応関係がつけられる。だが、ウォルツァーが指摘するように、共同的提供が関心とする貢献の多くは分離不可能な性質をもつと考えられる。例えば、コミュニティにおける住みやすさや安心、相互的な信頼と尊重といった価値の貢献・便益を個人間に分離することは困難である。たとえ私的経済においては個々人に帰属させることが通念であるような貢献であったとしても、共同的提供の文脈においては、その公共的な意味が再解釈されうるものもある（介護や子育て）。

他方、必要概念の指標としては、貧困ライン、平均所得、資産の保有水準、最小限の就労活動能力などを参照点とし、個人や世帯の可処分所得、資産、障害の有無、扶養者の数などが通常、用いられている。これらの指標をより包括的に眺めることを可能とするものが、先に挙げたセンの潜在能力概念である。潜在能力は、個人の自立的な諸機能の達成可能性を表す指標であり、各機能は大きく各人の利用可能な財の保有と利用能力とによって決定される。

留意すべきは、貢献概念も必要概念も、ともに各々のシステムで同定された共同的な善の観念を基盤とする点である。貢献に応ずる分配は、個人が為した（為すであろう）と同定された価値の創造に対する報酬であり、必要に応ずる分配は、個人が被った（被るであろう）同定された価値の喪失に対する補償に他ならない。各々のシステムがいかなる種類の価値の創造を共同的な善とみなし、いかなる価値の喪失を共同的な悪とみなすかに関しては、特定の共同体の文脈に依存的である場合もあれば、個々の共同体を越えてより普遍的である場合もある。

はたして、どのような貢献概念や必要概念を採用するか（特定の努力概念に基づいて努力に応じた分配を採用する場合も同様）、はたして、どのような分配的正義の準則をどのように組み合わせるかは、各集合体の自律的決定に任せられる。上述した2つの条件（①個人の自由の尊重、②基本的諸機能の平等な保障）を満たす限り、配分ルールを採用は自由であり、特定の配分ルールを強制されるべきではない。

3) 集合体間の関係性（およびルール間関係性）に関する規定

①各集合体（個人や集団・組織）は、内的原理（個人の格率や組織内原理）の制定にあたっては、集合体間の関係性のあり方と組織を構成する各個人の基本的権利に関する高次原理（社会の基本原則）を尊重しなければならない。

②予め定められた高次原理以外の規定によって個人や集団・組織の内的原理に関する自律的決定を妨げられない。また、正義の基本原則も万民の法も社会状態に関して、集合体間の関係あるいは個人の尊厳に関わる問題等、最小限の政治的観点から判断可能な部分に

関して部分順序を指定するものでしかない、それらの問題とは無関係の主題や領域に関して、いかなる制約をもなすものではない。

③各集団・組織からの参入・退出の自由があり、また、個人の中で、自己の目的を改訂・変更することができる（参入・退出が困難である場合には（例えば地域共同体）、内的原理の改訂が比較的容易でなければならない）。このような参入・退出の自由、改訂の可能性を確保することそれ自体は、個人あるいは個々の集団や組織の内的原理を越えた高次原理として定立する必要がある。

4. 社会の高次原理と組織内原理との関係性

社会は、異なる目的をもった組織や集団が絶え間なく結合・解散する場であるとともに、個人を直接の構成要素とする一つの集合体でもある。ロールズの正義の基本原理は、個人を直接の構成要素とする〈社会〉の基礎構造に適用することが意図されている。〈社会〉において個人（社会構成員）は、様々な集団や組織に属し多様な目的や特性・自我をもつ（私人あるいは組織人である）とともに、それらの多様性からは独立に合理性と公正性という2つの能力を備える等しい存在、すなわち道徳的人格（市民）として理解される。

そのような〈社会〉の基礎構造を規定する基本原理（および憲法・立法）は、個人や集団・組織が有する内的原理からは独立に、共通の問題に関して、共通の取り決めをなすものである。それは、個人や集団・組織が立てている個別的な内的原理に対して優先性を賦与されるものの、内的原理の自律性を損ねるものではない。

正義の基本原理が高次原理であるとは具体的には次のことを意味する。まず、平等な基本的諸自由の保証は、すべての個人が、国家からはもちろんのこと、いかなる他者からも基本的諸自由を脅かされないこと、干渉されないこと、妨げられないことを要請する。それは、個人と他との関係性それ自体を規定する原理であるから、各集合体がそれぞれ集合体の内部を規定する原理の一部として採用しなくてはならないことになる。すなわち、各集合体は、その目的・性格の如何に関わらず、集合体の構成員の基本的諸自由を脅かすような内的原理を立てることができないことになる。例えば、教会等の宗教的組織で、構成員たちの信仰への忠誠が第一義的な内的原理として立てられたとしても、それ自体は、良心の自由・信教の自由・思想の自由を前提としたうえで、各構成員が自発的に忠誠を選び取るのでなければならない。また、改宗した場合には、退出が可能でなければならない。

格差原理もまた〈社会〉とそれに直接所属する個々人に関して——個別的な集団や組織のしきりを取り払った〈社会〉に直属する構成員を母体として——定められた規定である。それは、誰であろうとも〈社会〉の中で最も不遇な境遇にある人々の境遇を最大限に改善することを要請する。そのために要請される資源の供給は、〈社会〉の中のすべての構成員に対して適用される。ただし、それは〈社会〉以外の集合体と個人との関係——所得や富の分配方法——を規定するものではない。したがって各集合体は、格差原理のもとで、各々の構成員に対して異なる分配方法を適用することが可能となる。例えば、各組織は、

<組織>の中で、最も不遇な個人の期待を最大化するような組織内分配を強要されることはない。賃金アサインメントに関して、各々の掲げる目的とより適的な内的原理を定めることができるのである。それは個人内においても同様である。各個人は、自己の<ライフ・ステージ>において、最も不遇な時点の自己の期待を最大にするような、個人内分配を強要されることはないのである。

消極的自由の規定は、誰かに対して、別の個人を妨げないことを要請するのに対して、積極的自由の規定は、誰かに対して、別の個人に財を移転することを要請する。前者は個人に焦点があてられ、その個人がどのような集団に属しているかという文脈からは独立に要請されるのに対し、後者は財を提供する主体と提供される主体から構成される一定のまとまりに適用される。どのような主体間関係性に対して、財の移転・再分配を要請するのかが問題となるためである。例えば、ロールズの平等な基本的諸自由は、主体（個人や様々な集合体）と個人とのあらゆる関係性に対して要請されるのに対し、格差原理は、<社会>を1つの単位とし、その中での主体間関係性に対してのみ要請する点に相違がある。

5. 高次原理基底的意思決定プロセス

下位集合体の意思決定に対する自律性の尊重と高次原理の優先性は、例えば次のように定式化される。1) 各集合体の内的原理の制定ステージにおいて、a.) 社会の基本原理と整合的な評価をもつ個人が少なくとも1人存在するならば、社会の基本原理と整合的でない評価が社会的に承認されることはない。あるいは、b.) 内的原理の選択肢集合が、予め、社会の基本原理と整合的な評価のクラスに限定される。

2) 社会の基本原理の制定ステージに参加する個人（制定者）は、自分（たち）の個別的目的・特性から独立に、また、自己や自己が代表する集団の目的や特性、内的原理（自分自身の格率を含む）から独立に、ただ構成員が共通に備えうる道徳的人格という特性のみに注目し、その維持・発展のみを目的として判断することが要請される。このことは、制定者たちによって選択された社会の基本原理は、個人や集団・組織の現在のあるいは将来の利益とも、現存する内的原理とも矛盾する可能性のあることを意味する。だが、そのような事実を知りつつも、制定者たちがある原理を社会の基本原理として承認したとしたら、それは各集団・組織の内的原理（自分自身の格率を含む）の制定・改訂ステージあるいは憲法・立法・諸実践の制定ステージを制約することになる。

さらに、万民の法の制定ステージにおいては、各社会の代表者たちは、いかなる個別的目的・特性からも独立であることを要請されるものの、すでに各社会で制定されている正義の基本原理を所与として判断を形成すると想定されている。したがって、制定者たちは、現在、あるいは将来（改訂の可能性を含めて）、自分たちの社会の、正義の基本原理と整合性をつけることができないような万民の法を「承認」しないことが可能である。ただし、ひとたび承認された万民の法は、その社会の正義の基本原理を制定する構成手続きのもとで（例えば、かならずそれを公正基準の一つとして受容する制定者が少なくともただ一人

存在するという条件をみたしたうえで)、万民の法を公正基準の一つとして受容するような社会的な評価が形成されうることを意味している。換言すれば、社会内の正義の基本原則を制定する手続きにおいては、パレート条件が満たされつつ、万民の法と整合的な正義の基本原則がかならず導出されることになる。

6. 制度と個人

1) 個人と制度

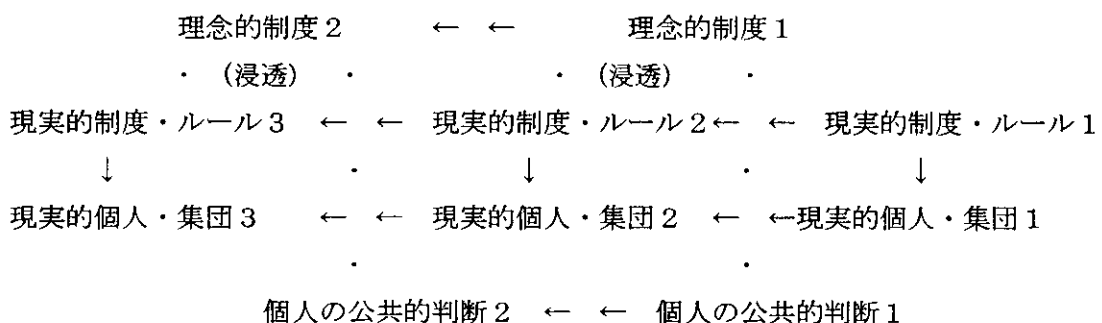
いま、現実に諸個人の生活に浸透し、諸個人の習慣やハビットを規定している制度を事実的制度、諸個人が習慣や慣習を越えて理念的に構想する規範やルールの集合を理念的制度と呼ぼう。事実的制度の形成と浸透は、諸個人が現有する私的利益や関心によって説明可能である。諸個人は、現実の制度を所与としその制約のもとで、私的目的を追求しながら諸活動に従事し、相互依存的に一定の帰結をもたらすと考えられる。それに対して、理念的制度は、諸個人の私的利益を相対化する理性的・公共的活動によって構想される。諸個人は、事実的制度の形成と浸透を見据えながら、歴史的に存在する理念的規範や法を再解釈し、発見する活動に従事する。そのような活動を通じて、理念的規範はときに事実的制度とコンフリクトを引き起こしながら、事実的規範としてひとびとの間に浸透していく。

確かに、現実的制度は、諸個人の存在と意識を深く規定する。だが、個人は理性的活動を通じて、現実的制度によって規定されている「われわれ」を反省的に理解し、理念的制度を構想し、ひいては現実的制度を変容させる。

2) 公共的判断による理念的制度の設計

諸個人の現実的選好によってではなく、諸個人の公共的判断によって理念的制度を社会的に設計する。各個人の主体性に基づく理念的活動を「ひとびと（社会）の理念的活動」へいかに纏め上げるかが民主主義の課題であり、歴史的観念としての上位原理・憲法を尊重しつつ諸個人の公共的判断を集約して社会的な公共的判断を形成する社会的決定手続きが立憲的民主主義（ロールズの社会契約）に他ならない。

【理念的制度独自の展開と、現実的制度との相互連関に関する概念図】



(ただし、・ は民主主義、社会的決定手続き、社会契約を表し、←は制度の歴史的・自生的変化を表す)

厚生科学研究費補助金政策推進科学研究

「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家像の再構築」

アトキンソンと福祉国家*
ーベーシック・インカムと負の所得税についてー

上枝朱美
(国立社会保障・人口問題研究所)

2002年3月31日

要 旨

現在日本の基礎年金の国庫負担は 1/3 であるが、これを 1/2 に引き上げることが考えられている。租税財源による普遍的な給付になれば、これは高齢者を対象とするベーシック・インカムあるいは負の所得税と考えることができる。本稿では、これまで多くの研究が行われてきた負の所得税について再検討を行い、また近年、アトキンソン等によって行われているマイクロ・シミュレーションモデルによる分析を、日本での負の所得税の適用可能性を考える上での参考とすることを目的とする。

キーワード：ベーシック・インカム、負の所得税、マイクロ・シミュレーションモデル

* 本稿は厚生科学研究費補助金政策推進科学研究「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家像の再構築」(主査：鈴木興太郎)の一環として行われたものである。

1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所が毎年推計を行っている日本の社会保障給付費のうち、一番大きな割合を占めているのは年金であり、つぎが医療、そして福祉その他である。平成 11 年度の部門別社会保障給付費によれば、年金が 53.2%、医療が 35.2%、福祉その他が 11.6%である⁽¹⁾。一方、2000 年の国民負担率は 36.9%（当初見込み）であり、そのうち租税負担率が 22.5%、社会保障負担率が 14.4%である⁽²⁾。

しかし、日本の公的社會支出は OECD 諸国と比較すれば多くない⁽³⁾。グロスの公的社會支出を対 GDP 比でみると、最も多いデンマークでは 30.7%であるが、日本では 14.0%である。日本では高齢化が急速に進展しているが、社會支出はそれに比例しては伸びてはいない⁽⁴⁾。

日本では 2000 年 4 月から公的介護保険制度が開始されたが、第 1 号被保険者（65 歳以上）については 1 年間の保険料の全額免除やさらに半年間の半額免除が行われ、実際に全額の保険料徴収が始まったのは 2001 年 10 月である。この免除部分については、国が負担を行った。

公的介護保険制度の目的は、老後の最大の不安要因である介護を国民皆で支える仕組みであり、社会保険方式によりすべての人が負担能力に応じて保険料を支払い、1 割の自己負担のみで要介護度に応じた介護サービス給付を受けることを可能とするものである。しかし、月額平均 2,900 円⁽⁵⁾の介護保険料を負担に感じる高齢者も存在しており、保険料の支払いが困難な人に対して、現在でも独自に補助を行っている地方自治体も存在する。

国が今後行っていくべき政策は、すべての高齢者が公的介護保険料を支払えるだけの所得保証を行うことではないだろうか。少子・高齢化の進展により、今後社会保障費負担が増大すると予測されている。所得保証を行った上で、高齢者も所得や資産に応じた社会保障費負担を行うことを考えてはどうだろうか。

Atkinson, A.B. (1995a)では、「最低年金保証」(The Minimum Pension Guarantee: MPG)⁽⁶⁾を考えている。最も簡単な形態は、公的年金(state pension)に職域年金や私的年金を加えて、ある最低限度の水準にまで引き上げることである。そして、これはミーンズ・テスト付きではなく、個人単位で計算され、資産や貯蓄された所得は考慮されない。

(1) 『平成 11 年度社会保障給付費』,p.2。

(2) 『平成 12 年版 厚生白書』,p.351。

(3) Adema,Willem (2001) *Net Social Expenditure 2nd ed.*,OECD, Labour Market and Social Policy Occasional Papers No.52.

(4) 勝又(2002)。

(5) 市町村の条例に規定されている第 3 段階の月額保険料の全国平均。保険料は負担能力により、5 段階に分けられ、第 3 段階は市町村民税本人非課税であり、保険料は基準額である。

(6) Atkinson, A.B. (1995a),pp.320-323。「最低年金保証」という訳は、丸谷(2001),p.13 による。

我が国においては、現在基礎年金の国庫負担は 1/3 であるが、2004 年に財源確保を行った上で国庫負担を 1/2 に引き上げることが考えられている。租税財源による給付になれば、これは高齢者を対象とするベーシック・インカムあるいは負の所得税と考えることができる。その場合、財源として消費税の目的税化が一つの方法として考えられている。

橋木(1998)によれば、日本では所得格差が拡大しているとしている。また資産格差の拡大もいわれている。『平成 8 年所得再分配調査結果』によれば、当初所得のジニ係数は、昭和 59 年の 0.3975 から平成 8 年の 0.4412 へと次第に増加している⁽⁷⁾。とくに高齢者世帯は所得だけでなく資産の格差も大きい。駒村・渋谷・浦田(2000)によれば、世帯主の年齢が、60 歳以上/60 歳未満では、平均値で金融資産残高では 1.99 倍であり、住宅資産は 1.49 倍となっている⁽⁸⁾。

本稿では、過去に多くの研究が行われ、アメリカでは現実に実施が考えられた負の所得税について、再検討を行う。近年、アトキンソンによって行われているマイクロ・シミュレーションモデルによる分析についても説明を行い、日本での現実への適用可能性について考えてみたい。

本稿の構成は、以下のとおりである。第 2 節では、まずベーシック・インカムとはなにかについて説明を行い、アトキンソンの師である Meade 等による負の所得税（社会配当）の基本構造の説明、Atkinson (1969)における社会配当の検討を説明する。第 3 節では、負の所得税の概略を述べ、Tobin の負の所得税や Friedman の負の所得税について説明し、アトキンソンと負の所得税として、被扶養児童をもつ所得税納税者のみを対象とするリース (Lees)案についてアトキンソンの分析について述べる。第 4 節では、マイクロ・シミュレーションモデルによる研究の紹介を行う。第 5 節では、日本への適用を考えるために、所得税の現状等について述べる。第 6 節はまとめと今後の課題である。

2. アトキンソンとベーシック・インカム(Basic Income: BI)

アトキンソンの現在の研究トピックは、公共経済学、所得分配と貧困、ミクロ経済学である⁽⁹⁾。これまでミクロ経済学や公共経済学の観点から、所得や資産の不平等について研究を行ってきており、アトキンソン指標などの貧困研究、課税と社会保障など公共経済学の研究で知られている。地主(1995)では、アトキンソンの所得保障体系として、①基礎所得保障、②社会保険、③ミーンズテスト付きの公的扶助を挙げており、医療サービス、社会福祉、住宅など他の社会保障については、アトキンソンは体系的な分析を行っていないとしている⁽¹⁰⁾。

(7) 『平成 8 年所得再分配調査結果』,p.15。

(8) 駒村康平・渋谷孝人・浦田房良(2000)『年金と家計の経済分析』,東洋経済新報社,p.49。

(9) アトキンソンのホームページ <http://www.nuff.ox.ac.uk/economis/people/atkinson.htm> 参照。

(10) 地主(1995),p.237。

そこで基礎所得、ベーシック・インカムとはなにかをまずみてみよう。

2. 1. ベーシック・インカムとは

ベーシック・インカムは、市民所得(Citizen's Income)とも言われ、今日のベーシック・インカムに直接つながる提案は、1943年のジュリエット・リーズ・ウィリアムズ(Juliet Rhys-Williams)による新社会契約構想(New Social Contract)である⁽¹¹⁾。BI構想とは、就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人(男女や大人子どもを問わず)に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得(=BI)を無条件で支給しようとする最低所得保障の構想である(小沢(2000),p.1)。

小沢(2000,2001)では、ベーシック・インカムを以下の3段階に分類している。

- ①完全なBI(Full BI=FBI)：人々の生活に必要なベーシック・ニーズを充足する金額を無条件に支給、所得税率は70%まで達する可能性あり
- ②部分的BI(Partial BI=PBI)：他の社会保障給付による補足
- ③過渡的BI(Transitional BI=TBI)：PBIやFBIの導入に至る過渡的な措置

一方、「福祉と就労を密接に連携させる政策」というワークフェア(workfare)がある⁽¹²⁾。宮本(2001)では、政治学の観点からワークフェアとベーシック・インカムについて述べている。ワークフェアでは、就労を福祉給付の条件とし、また福祉が就労を支援するという側面がある。これはベーシック・インカムが、就労を条件としないことと対照的である。

ワークフェアとは、以下の政策領域から構成される。

- ①失業手当や公的扶助の給付条件として正規雇用あるいは公的雇用への就労や職業訓練を義務づける制度調整
- ②職業訓練、教育休暇、職業紹介やワークシェアリング
- ③医療、年金、育児休暇中の所得保障などの領域で、各種の保障を就労と連動させることで労働インセンティブを促すもの

2. 2. アトキンソンのベーシック・インカム研究

ベーシック・インカムと負の所得税にはさまざまな形態があり、その分類が、人により異なっている。アトキンソンも、同じ「負の所得税」という言葉を使っているが内容には違いがある⁽¹³⁾としている。

ベーシック・インカムと負の所得税の大きな違いは、給付対象者が、ベーシック・インカムが個人単位であるのに対して、負の所得税では世帯・家計単位であることである。

Atkinson (1969)では、すべての人に対して最低保証所得を支給しようとする包括的改革

(11) 小沢(2000),p.2。

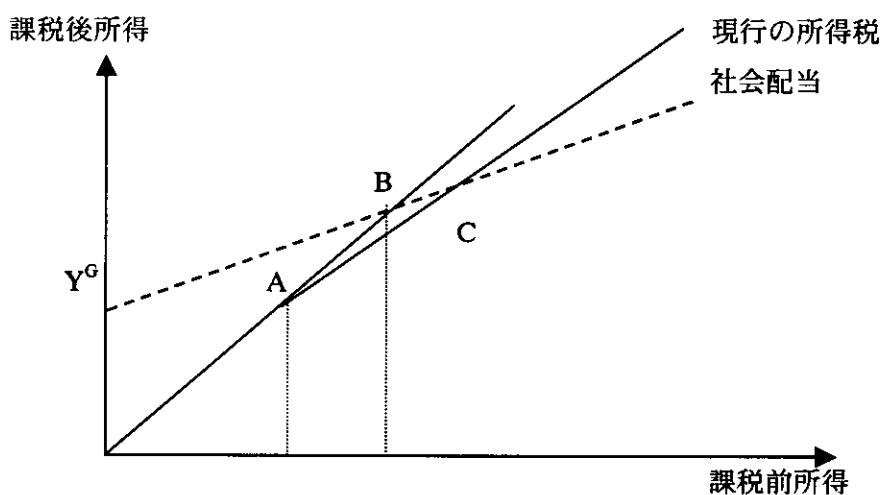
(12) 宮本(2001),p.3。以下は、宮本(2001)参照。

(13) Atkinson, A.B. (1975), p.227。

案として前述のジュリエット・リーズ・ウィリアムズの社会配当(social dividend)の検討を行っている。現行の家族手当、国民保険給付および補足給付を廃止し、被用者の国民保険拠出、現行の所得税などを廃止し、全所得（社会配当を除く）に対する比例課税とする方法である。内国歳入局の個人所得調査のデータを用いて、純費用の計算を行い、家族手当の総費用と比較している。

Meade (1948)は、社会配当とは、現行の社会保障給付に代わりミーン・テストや就労条件なしにすべての人に支払われる現金給付であるとしている⁽¹⁴⁾。Atkinson (1975)では、Meade 等による負の所得税（社会配当）について説明を行っている（図1）。 Y^G は、保証所得(Guaranteed income)であり、A点は現行の所得税の下での課税最低限を表している。B点は45度線との交差点であり、収支分岐点(break-even point)である。C点は社会配当と現行の所得税とが交差する点であり、社会配当は高所得者層にとっては増税となることがわかる。

図1 社会配当の基本構造



出所：Atkinson (1975),p.228

また Atkinson (1995a)では、個人単位でミーンズ・テストはないが、参加を条件とする参加所得 (participation income) について考えている。これは、租税の減免(tax allowance)や国民健康保険拠出の上限の廃止などを同時に行い、ミーンズ・テスト付きの給付への依存を削減することを主な目的としている。そして効率的なナショナル・ミニマムの達成のために、社会保険制度の改良と参加所得を組み合わせることを提案し、参加所得がヨーロッパにおけるセイフティ・ネットの基礎(basis)を提供すべきであるとしている。

⁽¹⁴⁾ Meade (1948),p.43。ただし、大人と子どもでは当然給付額に差があるとしている。

また Atkinson (1995b)では、Basic Income/ Flat Tax (BI/FT)として、現在の社会保険や福祉プログラムを代替する定額給付を考えており、すべての所得に対して比例税が課され、租税控除は廃止されるというものである。これは雇用形態から独立である。

イギリスへの現実の適用については、部分的ベーシック・インカム (Partial Basic Income) について、Tax-Benefit Models (TAXMOD ; 現在は POLIMOD⁽¹⁵⁾) というマイクロ・シミュレーションの手法(microsimulation methods)により分析を行っている。これは、「家計調査」のデータに基づいているため、所得階層別に政策変化が与える影響を見ることが可能であるだけでなく、各階層別に得をする人と損をする人が個別に計算可能である。

Scheme A では、1988/89 年での低い方の所得税率 25%を採用し、週当たり 10 ポンドのベーシック・インカムの給付、Scheme B では高税率の方の 40%とし、週当たり 35.60 ポンドのベーシック・インカムを実施した場合についてそれぞれシミュレーションを行っている。ベーシック・インカムは本来年齢による差がないが、アトキンソンは大人とこどもでベーシック・インカムの給付額に差をつけている。

アトキンソンは現実への適用を考え、実施可能性が高い政策について分析を行っている。今後日本でも、こうした現実への適用について研究が行われていくことが必要であると考える。

3. 負の所得税(Negative Income Tax: NIT)

3. 1. 負の所得税とは

負の所得税の基本的構想は、現行の非課税水準以下に課税表 (tax schedule) を延長し、これらの水準に及ばない所得者は無税であるだけでなく、補足的支払い (supplementary payment) をうけることである⁽¹⁶⁾。また、村上(1984)では、「生活保護制度の問題点や低所得者層で、公的扶助も減税の恩恵も受けられない人の存在、という問題を克服し、かつ、正の所得税と公的扶助としての負の所得税とを一貫した体系にしようとする制度」(pp.81-82)であるとしている。橘木(2000)では、この一定額の水準をナショナル・ミニマムに一致させれば、ナショナル・ミニマムの達成にも貢献できるとしている⁽¹⁷⁾。

負の所得税を考える前に、Atkinson and Stiglitz (1980)と村上(1992)にしたがい、最適線型所得税についてみてみよう。

3. 2. 最適線型所得税

村上(1992)によれば、線型所得税で、最適な限界所得税率と定額給付のペアを決定する

(15) POLIMOD については、Redmond, Sutherland and Wilson (1998)や Mitton (1998)参照のこと。

(16) 田中・今岡共訳(1974), p.143。

(17) 橘木(2000),p.183。

のは、①稼得能力分布、②効用関数の形、③社会的厚生関数の形、④再分配目的以外の財政支出水準である⁽¹⁸⁾。以下では、つぎのように仮定をおく。

(1)各個人の稼得能力は、就労した場合の賃金率 w に反映される。

(2)稼得能力 w の分布は、累積が 1 になるように基準化される ($\int_w^\infty YdF = 1$)。ここで、

Y は課税後所得とする。

線型所得税は、 L を労働供給、 G を保証所得、 t を所得税率とすると、(1)式のように表せる。

$$T = twL - G \quad (1)$$

消費者は、 Y と L からなる効用関数 $U(Y, L)$ を最大化すると考える。効用関数は準凹性で、連続微分可能、所得について厳密に増加関数 ($\partial U / \partial Y > 0$)、労働に関して厳密な減少関数 ($\partial U / \partial L < 0$) と仮定する。課税前所得は $Z = wL$ であり、予算制約式は(2)式のようにになる。

$$Y = Z - T = (1-t)wL + G \quad (2)$$

効用最大化のための一階の条件は、 $L \neq 0$ の場合には(3.1)式、 $L = 0$ の場合には(3.2)式のようにになる。

$$(1-t)wU_Y + U_L = 0 \quad (3.1)$$

$$(1-t)wU_Y(G, 0) + U_L(G, 0) \leq 0 \quad (3.2)$$

また、労働供給を行うかどうかの critical な賃金率 w_0 が存在すると仮定する。

生産価格一定、利潤ゼロを仮定すれば、生産の制約条件は(4)式のようにになる。ここで R_0 は G 以外の一定の財政支出を行うために必要な収入とする。

$$\int_w^\infty YdF + R_0 = \int_{w_0}^\infty wLdF \quad (4)$$

稼得能力分布の累積が 1 になるように基準化されていることと、消費者の予算制約式(2)式より、(4)式は(5)式のように書き直せる。

$$G + R_0 = t \int_{w_0}^\infty wLdF \quad (5)$$

政府は各人の社会的限界重要度 (Ψ') によって加重された効用の総和としての社会的厚生関数(6)式を最大化すると仮定する。

$$\int_w^\infty \Psi(U)dF \quad (6)$$

⁽¹⁸⁾ 村上(1992),第9章参照。

以上より、ラグランジュ関数は、(7)式のようになる。

$$L = \int_w^{\infty} [\Psi + \lambda(twL - G - R_0)] dF \quad (7)$$

これを解くと、Gとtに関する一階の条件は、(8)、(9)式のようになる。

$$\int_w^{\infty} \left[\Psi' \frac{\partial U}{\partial G} + \lambda \left(tw \frac{\partial L}{\partial G} - 1 \right) \right] dF = 0 \quad (8)$$

$$\int_w^{\infty} \left[\Psi' \frac{\partial U}{\partial t} + \lambda \left(wL + tw \frac{\partial L}{\partial t} \right) \right] dF = 0 \quad (9)$$

ここで、 $w < w_0$ の場合には、労働供給ゼロ ($L = 0$)、 $\frac{\partial L}{\partial G} = \frac{\partial L}{\partial t} = 0$ となる。

Atkinson and Stiglitz (1980)では一階の条件には複数の解が存在する可能性があるとしている。また、スルツキー分解を行い、所得の純社会的限界評価(net social marginal valuation of income)を定義し、Gやtは、所得の純社会的限界評価や補償された労働供給弾力性との関連で決定されるべきであるとしている。

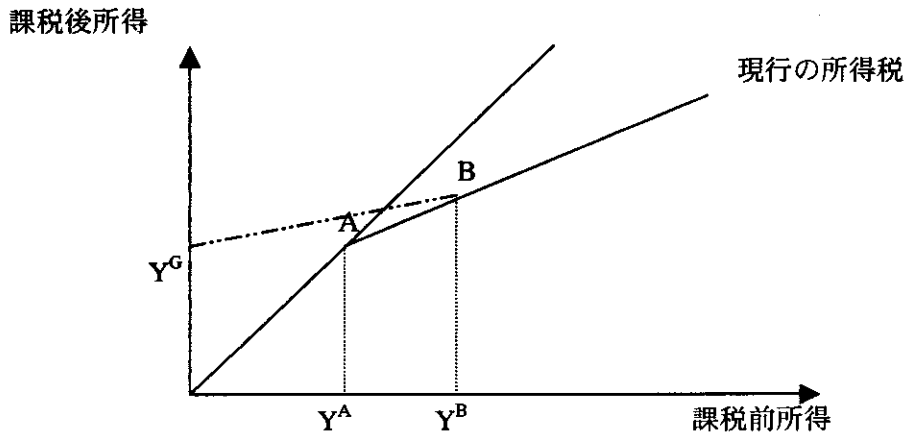
以上より、負の所得税を考える場合には、最適線型所得税を考える必要があり、労働供給と関連があることが明らかとなった。

3. 3. さまざまな負の所得税

(1) Tobin の負の所得税

Tobin は0から Y^B までの所得階層について負の所得税を考えており、 Y^B 以降は現行の所得税に接続する。このため、 Y^A から Y^B までの所得階層については△の部分が減税となる。

図2 Tobin の負の所得税

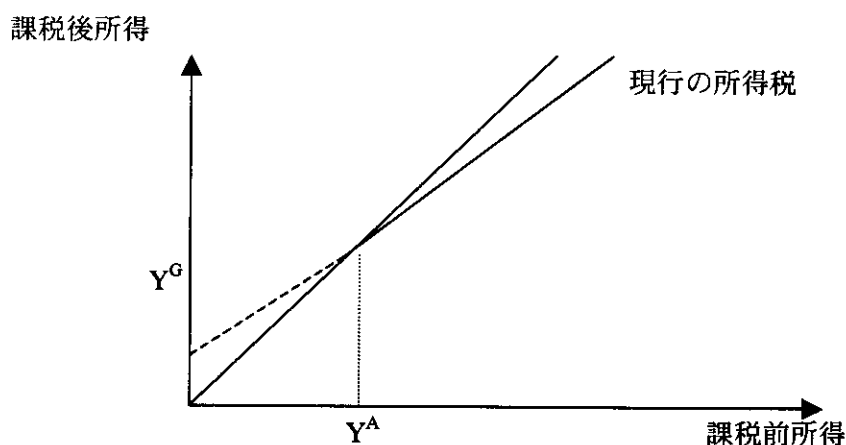


出所：Atkinson(1975),p.228

(2) Friedman (1962)の負の所得税

前述のジュリエット・リーズ・ウィリアムズによる社会配当の提案により、フリードマンは負の所得税を考えた。フリードマンの負の所得税は、現行の所得税を現在の課税最低限以下にも延長して、実際の所得が控除額よりも少なかった場合に政府から助成金を受け取るというものである。

図3 Friedman (1962)の負の所得税



出所：Atkinson(1975),p.228

フリードマンは、負の所得税の長所として、行政機構のスリム化を挙げている。また、社会保障制度の解体により、雇用が増加することで、国民所得が増加し、貯蓄が増え、投資率が上昇し、経済成長率が上昇する、と考えている⁽¹⁹⁾。

(3) アトキンソンと負の所得税

Atkinson(1969)では、被扶養児童をもつ所得税納税者のみを対象とするリーズ(Lees)案について検討している。これは、所得が税控除総額にみたない児童を有するすべての所得税納税者がその差額の50%に等しい補足(supplement)を受給するという案であり、児童手当との代替案である。

アトキンソンは内国歳入局の個人所得調査のデータを用いて、リーズ案に所得の定義、算定期間等は現行の所得税制と同一等の仮定をおいた上で、低所得家庭に及ぼす効果を推定している。そして、リーズ案の利得は貧困線以下またはわずかにこえる家庭に限定されるとしている。構想の効果について不明な点として、労働インセンティブに及ぼす効果と管理費用をあげている。

⁽¹⁹⁾ M&R フリードマン著 西山訳(1980),p.197。

4. マイクロ・シミュレーションモデルによる研究

アトキンソンが推計に用いたマイクロ・シミュレーションモデルを使った分析は EU 各国等で行われている。EU では、EUROMOD により 15 カ国で分析が行われている。また国ごとに静学モデルや動学モデルがあり、推計も行われている。

Callan, O'Donoghue, Sutherland and Willson (1999)では、マイクロ・シミュレーションモデル（イギリスでは POLIMOD、アイルランドでは SWITCH）によりイギリスとアイルランドについて推計を行い、比較している。ベーシック・インカム¹の推計のためには、給付水準、給付の単位、こどもの給付水準、現行の社会保険や公的扶助との関係、比例税か累進税か、税控除の廃止か存続か、給付要件など詳細な設定が必要である。それ以外にも、さまざまな設定が行われている。

1988 年末にフランスで最初の一般的最低限所得保障制度の RMI²「参入最低限所得 (Revenu minimum d'insertion)」制度⁽²⁰⁾が始まった。それまでにも、無拠出の最低限所得を保障する社会的最低限所得保障、いわゆる社会的ミニマム (Minima sociaux)等が行われていた。これには年齢、障害、前職・就労年数、家族状況等のさまざまな要件があったのに対して、RMI では収入の不足・欠如 (貧困) のみを要件としている。

Neill (2001)では、低所得者に対する現金給付を行うための線形所得税を多数の家計が支持するかどうかなど、負の所得税の政治的な実行可能性について考えている。

このようにベーシック・インカムや負の所得税については、他国では既に実施されていたり、また現実への適用を考えた上で、シミュレーション分析等が行われている。日本でも実現可能性のある政策として負の所得税を考え、その実施を検討することが考えられてもいいのではないだろうか。

5. 日本への適用可能性を考えるために

5. 1. 日本の所得税

日本における負の所得税の現実への適用については、すでに村上(1984)、宇佐美(1977)等により考えられてきた。

現在の日本への適用を考えるために、まず所得税の状況をみてみよう。

(1) 所得税の状況

所得税の仕組みを所得が 1 種類のみで納める税金が発生する場合について考えてみる⁽²¹⁾。所得税の計算のためには、まず収入金額から給与所得控除などを引いて所得金額を求め、さらに社会保険料控除などを引いて課税される所得金額を求める。所得税は、課税さ

(20) 都留(2000)参照。

(21) 以下は、「平成 13 年分所得税の確定申告の手引き～確定申告書 A～」によっている。

れる所得金額に税率（表1のA）を乗じた金額が、税額となる。

$$\text{税額} = \text{課税される所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)}$$

表1 所得税の税額表

課税される所得金額	税率 (A)	控除額 (B)
1,000 円～ 3,299,000 円	10%	0 円
3,300,000 円～ 8,999,000 円	20%	330,000 円
9,000,000 円～17,999,000 円	30%	1,230,000 円
18,000,000 円～	37%	2,490,000 円

ここからさらに配当控除などを引くと、申告納税額となる。

表2は所得税負担の現状である。なお所得税の負担割合は、平均税額／平均所得金額×100として求められている。納税者一人当たりの平均所得金額は555万円、一人当たり平均税額は64万円、所得税の負担割合は11.6%となっている。

表2 所得税の負担割合

単位：千円

区分 所得階級	平均所得 金額	平均所 得控除	平均課税 所得金額	平均算 出税額	平均税 額控除	平均税額	所得税の 負担割合
100万円以下	749	544	205	22	0	18	2.4
100～200万円以下	1,538	984	555	57	0	46	3.0
200～300万円以下	2,466	1,475	991	104	1	82	3.3
300～500万円以下	3,859	1,788	2,071	216	5	169	2.6
500～1,000万円以下	6,935	2,086	4,850	655	15	512	7.4
1000万円超	21,430	2,002	19,428	4,440	37	4,152	19.4
総平均	5,555	1,578	3,977	721	9	643	11.6

出所：『平成11年分税務統計から見た申告所得税の実態』,p.23

また、表3は公的年金等所得についての租税負担の状況である。これを見ると公的年金の税負担の割合が非常に低いことがわかる。